



令和3年度税制改正大綱のお知らせ（法人税）

前回のひょうご Times では、令和3年度税制改正大綱で閣議決定された項目の中から、所得税・資産税・消費税についてお知らせしました。今回は中小企業経営者の皆様に知って頂きたいポイントを、いくつかピックアップして確認していきます。

◆中小企業設備投資税制の延長等

【主な変更点】

一中小企業経営強化税制一

- 適用期限が **2年間(※)延長**
(※)令和5年3月31日までに開始する各事業年度
- 適用の前提となる計画認定手続きが柔軟化
例) 工業会の証明書取得と同時に並行で、認定審査が可能に!

一中小企業投資促進税制一

- 適用期限が **2年間(※)延長**
(※)令和5年3月31日までに開始する各事業年度
- 商業、サービス業、農林水産業活性化税制を取り込み、制度を一本化
- 不動産業、物品賃貸業、商店街振興組合等の業種を追加

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国 税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒延長(2年) 生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備 (D類型) 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 ※計画認定手続きを柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長(2年) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止	

※を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要 ※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合
経済産業省 HP 参照

◆中小企業向け所得拡大促進税制の見直しと延長

【背景】新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業を評価

	現行	改正案
適用時期	令和3年3月31日までに開始する各事業年度	令和5年3月31日までに開始する各事業年度
適用要件	①雇用者給与等支給額が前期を上回ること ②継続雇用者給与等支給額が前年比1.5%以上増加	①廃止 ②雇用者給与等支給額が前年比1.5%以上増加
税額控除	雇用者給与等支給額の前期からの増加額の15%	
税額控除上乗せ	①継続雇用者給与等支給額が前年比2.5%以上増加 ②下記のいずれかを満たす場合 イ 教育訓練費が前年度より10%以上増加 ロ 当期末までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に実行されたことにつき証明がされたこと	①雇用者給与等支給額が前年比2.5%以上増加
控除上乗率	控除率10%上乗せ (15% → 25%)	
控除上限	法人税額の20%	

◆人材確保等促進税制の見直しと延長

【背景】ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた企業の経営改革実現のため、外部人材確保や人材育成への投資を促進

	現行 (中堅・大企業向け賃上げ税制)	改正案 (人材確保等促進税制)
適用時期	令和3年3月31日までに開始する各事業年度	令和5年3月31日までに開始する各事業年度
適用要件	①継続雇用者給与等支給額が前年より3%以上増加かつ ②国内設備投資額が減価償却費の95%以上	新規雇用者(新卒・中途)給与等支給額(※)が前年度より2%以上増加 (※)雇用者給与等支給額の増加額が上限
税額控除	雇用者給与等支給額の前期からの増加額の15%	控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除
税額控除上乗せ	教育訓練費が過去2年度平均より20%以上増加	教育訓練費が前年度より20%以上増加
控除上乗率	控除率5%上乗せ (15% → 20%)	
控除上限	法人税額の20%	

上記の税制の要件や内容は、**全て**「青色申告」の「中小企業者等」を前提としています。適用要件等の詳細をご確認の上、参考にして頂きますと幸いです。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:新宅)